

※平成13年3月現在の法令等に即した内容となっています。

※個々の事例は、必ずしも事案の内容の全部を十分に表現しているとはいえないため、類似事案に応用する場合には慎重を期する必要があります。

690 住宅取得契約による権利義務の譲渡

【照会要旨】

A住宅供給公社が昭和48年までに分譲した住宅については、譲渡代金（35年間年賦払い）が完済されるまで、その所有権が移転しないものとされ、公社の承認があったときに限り、権利・義務の移転をすることができることとされているものがある。

これにより、住宅の分譲を受けた者が、公社の承認を得て契約による権利・義務を第三者に譲渡した場合、分離課税の対象となる土地・建物の譲渡とし、居住用財産の譲渡所得の特別控除の特例を適用して差し支えないか。

【回答要旨】

照会意見のとおりで差し支えない。

【関係法令通達】

措法 35